

第45回志茂まちづくり協議会 報告

令和6年10月24日(木)に「第45回志茂まちづくり協議会」を志茂ふれあい館で開催し、約20名の方にご参加いただきました。

〈協議会の内容〉

- 志茂まちづくり協議会副会長 挨拶
- 今年度の活動について
 - ・防災イベントの開催
- 事業の報告等
 - ・無電柱化チャレンジ事業
 - ・北区岩淵周辺地区かわまちづくり計画について
- その他
 - ・地震に備えましょう



▲協議会の様子

《内容抜粋》

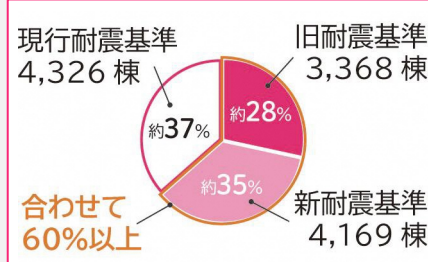
建物を建築する際、地震に対する基準に「耐震基準」があります。この「耐震基準」は、大きな地震があるたびに、原因追及・検証を行い、地震に対する被害を減らすべく、基準を見直してきました。

志茂地区内の60%以上の建物が現行耐震基準より前に建てられています。2000年以前の建物は、まず耐震診断を行うことをお勧めします。北区では、段階に応じた支援を行っております。詳細は問い合わせ先へお問い合わせください。

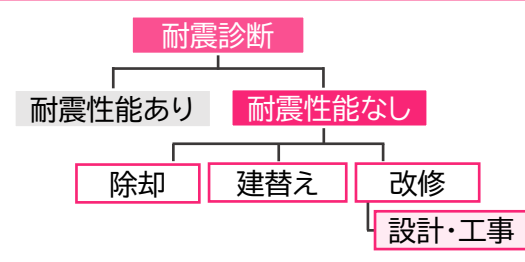
耐震基準見直しの流れ

- 1950年(昭和25年)
旧耐震基準
- 1981年(昭和56年)
新耐震基準
- 2000年(平成12年)
現行耐震基準

志茂地区内の建物棟数



耐震診断の流れ



〔問い合わせ先〕 建築課 構造・耐震化促進係 【TEL】 03-3908-1240

●主な意見

- 無電柱化に向けた工事のスケジュールが変更になることについて、沿道の方へ細やかな情報提供をお願いしたい。
⇒区回答: 新たなスケジュールが決まったら、ポスティングなどで周知いたします。
- かわまちづくりは面白い取り組みだと思う。この取り組みは新しく人流を創出するために、今後開発を進めていくのか？
⇒区回答: この取り組みは人を呼び込むことや憩いを楽しむ、人流を創出することを大きなテーマとしている。今回は情報提供としてお示した。具体的内容については、パブリックコメントに関する説明会の場で聞いていただければと思う。

★志茂地区のまちづくりの内容は北区のHPからでもご覧頂けます。

★事務局問い合わせ先

東京都北区 防災まちづくり担当部 防災まちづくり担当課 担当: 勝田、草間、高杉、森岡
【TEL】 03-3908-9162 【E-MAIL】 bomachi-ka@city.kita.lg.jp

志茂地区のまちづくり

検索



防災性能と居住環境の向上を図り安全で住みよいまちづくりを目指して



志茂まちづくり ニュース

発行: 北区防災まちづくり担当課

第64号
2025年3月

＼しもっこフェスティバルに出店しました！／



令和6年11月2日(土)に、志茂子ども交流館で、しもっこフェスティバルが開催されました。志茂まちづくり協議会は、防災ワークショップを出店し、地域の子どもたちと災害時に役立つペットボトルランタンづくりを行いました！当日は、小雨の降る中でしたが、たくさんの子どもたちが参加してくれました。ボランティアさんの協力のもと、無事開催することができました。

ペットボトルランタンとは？

ペットボトルの中の水により、光が乱反射して周囲を明るく照らすことで災害時にランタンの代わりになります。火を使わないため安心して利用できます。



▲完成イメージ



▲光らせたときのイメージ

災害時に
部屋全体を
明るく
することが
できるよ！

【ペットボトルランタンづくりの様子】



子どもたちは自分の好きな
スタンプやシールを使って、
オリジナルランタンを
つくりました！

その他、災害時用クラッカーの配布や
志茂まちづくり協議会のPR等を行いました。

たくさんのご参加

ありがとうございました！

地区計画案（区域変更）説明会へのご参加ありがとうございました！

北区では、令和6年10月24日(木)に地区計画案(区域変更)説明会を行いました。また、令和6年11月1日(金)～11月15日(金)の期間、地区計画案の縦覧・意見書受付を行いました。この結果をもって、区では、令和6年12月25日(水)に第115回東京都北区都市計画審議会を開催し、地区計画の変更について審議を行い、賛成多数で了承されました。



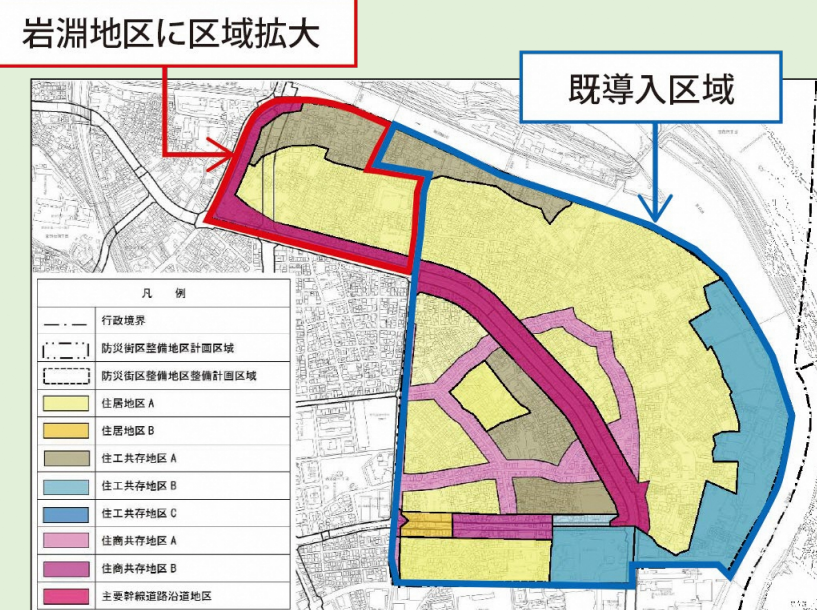
▲地区計画案説明会の様子

都市計画決定・告示は、令和7年4月1日に行う予定です。

【地区計画の区域変更について】

この度、岩淵地区において防災性の向上を図るため、志茂地区の区域に岩淵地区を追加するよう、地区計画の区域の拡大(区域変更)を行います。

志茂地区では、防災性の向上を目的に、すでに特定防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、「志茂地区防災街区整備地区計画」(まちづくりルール)が定められています。

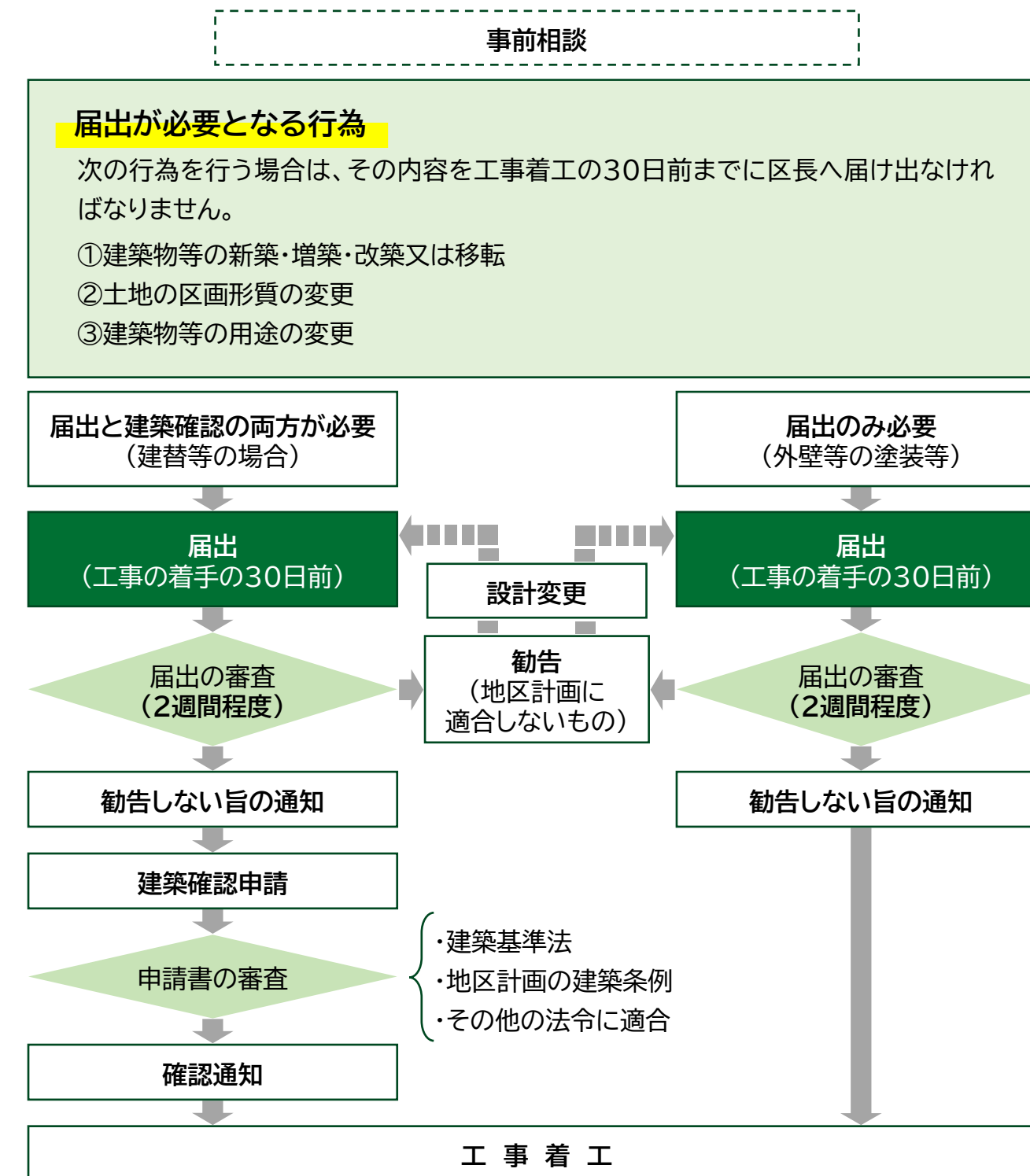


届出が必要です！

地区計画の区域内で、建物を建てたり改修したりする場合、地区計画の中で定められた内容がきちんと守られているかを確認するため、事前に届出が必要です。



●届出～工事着工までの流れ



★問い合わせ先 まちづくり部都市計画課 【TEL】03-3908-9152